

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回行田市資源リサイクル審議会	
開 催 日 時	令和2年10月27日（火） 開会：午後2時00分 閉会：午後4時00分	
開 催 場 所	行田市教育文化センターみらい 第1学習室	
出席者（委員） 氏 名	田尻要委員（会長） 小暮福三委員（副会長） 高橋弘行委員 木村博委員 中村洋子委員 南川直幸委員 石郷岡ヨシ江委員 河辺孝幸委員 今井剛史委員 中村博行委員 以上10名	
欠席者（委員） 氏 名	小林亘委員 以上 1名	
事 務 局	環境経済部：江森部長 金子副参事 環境課：細谷課長 野中主幹 寺田主査 石渡主査	
会 議 内 容	ごみの分別区分・収集体制の見直しについて	
会 議 資 料	・次第 ・資料1－1 ごみの分別区分・収集体制の見直しについて ・資料1－2 比較表（現在・現行基本計画・見直し案） ・資料2 新ごみ処理施設整備事業の進捗状況	
そ の 他 必 要 事 項	傍聴人6名	
会 議 録 の 確 定	確 定 年 月 日	主 宰 者 記 名 押 印
	令和2年12月10日	田 尻 要 

発 言 者	会議の経過（議題・発言内容・結論等）
事務局	1. 開会 2. あいさつ それでは、これより、「議題」の審議に移りたいと存じます。 議長につきましては、審議会設置条例第6条第2項の規定により、田尻会長にお願いしたいと存じます。
議 長	それでは、しばらくの間、議長の職を務めさせていただきます。 議事進行につきまして、皆様のご協力をお願いいたします。 3. 議題 （1）ごみの分別区分・収集体制の見直しについて それでは、本日の議題の審議に入らせていただきます。（1）「ごみの分別区分・収集体制の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。
事務局	「資料1-1 ごみの分別区分・収集体制の見直しについて」及び「資料1-2 比較表（現在・現行基本計画・見直し案）」により説明
事務局	資料5 ページ（2）品目別の分別区分 ①プラスチック・ビニール類のところに「可燃ごみ処理施設における重油の使用量を抑制することが可能となる」という記述がありますが、通常運転時には重油を使っておりませんので、資料から削除させていただきます。
議 長	ただいま「ごみの分別区分・収集体制の見直しについて」説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。
高橋委員	前もっていただいていた資料では、議題の（1）で「ごみの分別区分・収集体制の見直しについて」となっていましたが、資料

	を見るとごみの分別区分のことしか説明されていません。あくまで分別区分だけを議題とすることで良いですか。それとも収集体制も議題とするのですか。
事務局	不燃ごみとして収集されているプラスチックやペットボトルを資源物や可燃ごみとすることになると、不燃ごみが少なくなります。そうすると収集体制にも影響が出てきます。分別区分が明確にならないと収集体制がはっきりしないので資料には盛り込んでおりません。
議 長	分別区分が決まらないことには収集体制も考えられないので、まずは分別区分を議題にするということだと思います。
高橋委員	資料２の右側にある「広域化勉強会における検討事項」について私なりに調べたところ、今日の議題と重複するところがあります。羽生市との勉強会と整合性はどのように図られるのですか。
事務局	今年度、行田市新ごみ処理基本構想を策定します。これは行田市全体のごみ処理の現状と課題を整理しつつ、新しいごみ処理施設を造るための基本的な方向性を示すものです。 ごみ処理施設を造るためには施設規模の設定が必要となります。そのためにはまず分別区分を設定しなければなりません。分別区分の方向性について皆様の御意見を伺いながら勉強会の方に反映させていきたいので、審議会で議論いただくということです。 今回の議論は、来年度改定を予定している行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画にもつながっていきますので、全体的な整合性を図っていきます。
高橋委員	羽生市はどういう分別区分になっているかわかりませんが、今の説明だと今日ここで議論する分別区分が羽生市にも当てはまるということで理解して良いですか。

事務局	資料の 7 ページにある「現在の分別区分」というところを見ていただきたいのですが、羽生市の現在の分別区分について、行田市と大きく異なるのはペットボトルで、羽生市ではこれが資源物となっています。 今、勉強会で検討していますが、仮に広域化を進めたからといって最終的に羽生市がこの分別区分になるということではなく、あくまで行田市としての分別区分を考えるということです。
高橋委員	今の説明ですと、今日議論している分別区分は、あくまで新施設が建設されるまでの間だけ変えるということで理解して良いのですか。見直し案が羽生市にも反映されなければ新施設は稼働できないと思うのですが。
事務局	羽生市とは現行の分別区分を確認している段階でございます。 今回の分別区分は、あくまで新ごみ処理施設の規模設定のために行田市の将来的なごみ量を推計することが目的で、羽生市との広域化に向けた前段の部分ということで御理解いただきたいと思います。
事務局	補足ですが、今回御審議いただいているのは現在計画を進めている新しい施設の処理体制に向けた準備についてでございます。 羽生市とは協議をしていますが、新施設稼働に向けて行田市と羽生市の分別区分を 100% 一致させる必要性はないので、施設に持ち込まれるごみの質と量を推計するために現状確認を行っているものでございます。 全く分別区分が異なって、新施設で処理できないということであれば、ここでの分別区分の話を広域化の勉強会に戻し、施設の整備内容も含めて考え直す必要が生まれますが、多少分別区分が違って、施設に入るごみの質や量が推計できれば施設規模は算定できます。

	現状の羽生市と行田市は分別区分が似通っていますので、ここで御審議いただいて分別区分が決まれば、施設への搬入量も推計できるので、施設規模を決めることができるということです。
高橋委員	情報公開請求により取得した資料を見ると、分別区分という項目があって質疑も行っています。かなりの部分が黒塗りにされているので具体的な中身はわかりませんが、この資料を見る限りでは、すでに話をしていると感ずるのですが。
事務局	勉強会の中で、分別区分はテーマとして話し合いを行いました。それはお互いの市における現状の分別区分を確認し合ったということであり、広域化した場合に大きな影響が出ないかという点を確認しただけで、将来における両市の方向性について踏み込んだ議論をしたわけではございません。
事務局	勉強会の内容を情報公開請求いただきましたが、意思決定の過程の情報については、協議が終わった段階でなければ、相手がいることであり公開はできないので、御理解いただきたいと思います。
高橋委員	できる限り発電量を増やしていくと言いながら、一方では減量化もしなければならないというのでは、お互い矛盾しているのではないですか。
事務局	分別区分の先には減量化を見据えております。例えば不燃ごみのペットボトルは資源物に変わりますので、減量化につながると考えております。基本的には、リサイクルを推進することにより減量化が達成されると考えております。
中村博行委員	意見を1つと質問を2つ申し上げます。 まず意見ですが、昨年の「ごみ問題を考えるつどい」で講師の

	浅倉孝郎氏が説明したところでは、3Rには優先順位があり、リデュースが1番で2番目がリユース、3番目がリサイクルということでした。なので、リサイクルの先に減量化があるというのは違和感があります。 行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の36ページに、ごみ処理の課題として「ごみの減量化及び資源化の課題」、「収集及び運搬の課題」、「中間処理及び最終処分の課題」、「その他の課題」としっかり分類されており、減量化と資源化は同時並行で考えていくべきだと思います。 次に質問ですが、まず1つ目は、行田市はこれまでなぜペットボトルを資源化してこなかったかということです。2つ目は、資料の中に「国が検討を進めているプラスチックごみの一括回収制度について、今後具体的な進展が見られた場合には、必要に応じて見直しを行う」とありますが、具体的にどういうことなのか説明をしていただきたいと思います。 事務局 まず1つ目のペットボトルについてでございますが、資源化を始めるか否かの検討を行った際に、費用面で資源化を断念する判断を行ったものでございます。 その後、3市で鴻巣行田北本環境資源組合をつくってごみ処理施設整備計画を進めていた時には、稼働時にペットボトルも資源化することとなっていて、今回の見直し案でも同様に資源物へ区分したものでございます。 2つ目のプラスチックの一括回収についてでございますが、本年7月19日の新聞報道において、2022年度以降にプラスチックごみ一括回収の開始を目指す政府方針が示されたという新聞報道がありました。それ以降、具体的な情報が出ていませんが、スタートが2022年度以降とのことなので、国の動向も注視しながら取扱いを考えていくということです。 事務局 新聞報道では大きく出ましたが、埼玉県を担当課やコンサルタ
--	---

	ントに確認したところ、方向性が示されているのみで誰が処理するのかなど具体的な情報は一切ございません。 今後、国から何らかの情報があれば報告させていただきます。
南川委員	5 ページの（２）「重油の使用量を抑制することが可能となる」の部分削除と言われましたが、5 ページ（１）の真ん中には「可燃ごみ処理施設では大量の電力を消費するため、発電量を増やすことで火力発電の際に使用する原油量を削減することができ、」と書いてあります。この二つは違うことを言っているのか、それとも同じことを言っているのか確認させてください。
事務局	5 ページ（２）で今削除いただいたのは、焼却炉の中で実際にバーナーを使用する際に使う重油でございます。 （１）で言っている原油というのは、自前で発電を行うので、電気のもととなる発電所で使う油の量が減らせる、つまり電気を使わないので結果的に発電所の原油量が抑制できるということでございます。一義的には買う電力が減るということです。
議 長	火力発電は１００％油を燃やしているわけではないので、厳密に言うと正しい表現ではないかもしれませんが、原油量を削減できることに変わりはないということだと思います。
事務局	石炭発電もありますので、「原油量」を「化石燃料」に訂正させていただきます。
南川委員	外部電力を減らすことができるので、まずコストが下がるというのが一つ、そして自ら発電できるので場合によっては売電もでき、収益も上がるというのがもう一つ。つまり、二つの利点があると理解して良いですか。
事務局	おっしゃる通り、結果的には二つ良い面があります。ここでは

	環境負荷の話だけを取り上げているということです。
南川委員	発電をする際にCO ₂ が出るのですか。
事務局	焼却施設を予定しているので、ごみを燃やせばCO ₂ は発生します。
中村洋子委員	私は減量化が一番大事なことを考えています。詰替えの方が環境に良いのはわかっていますが、容器に入っている方が割安だったりするので、生産者側にも環境面に配慮した価格設定を考えてもらいたいと思います。 それと、羽生市と行田市の分別区分は似通っているとのこと、きれいなペットボトルだけをリサイクルするということですが、それ以外は燃やせるごみになるのですか。 また、現在スーパーの店頭でボックス回収しているペットボトルやキャップについてはどこに行くのですか。
事務局	ペットボトルのリサイクルのお話がありましたが、今回大きく変えたいのは、ペットボトルを資源化したいということと、剪定枝を堆肥化したいということの2点です。 また、プラスチック類については現在不燃ごみとしていますが、熱回収できるので、今のところ可燃ごみにしていく方向で考えています。ただ、国の動向を注視していくという状況でございます。 それから、店頭回収している店については、行田市リサイクル推奨店として市が認定し、そちらへ持っていくよう推奨していますが、集められたものがどのようにリサイクルされるかについては把握しておりません。
中村洋子委員	剪定枝のサイズの規定は考えていますか。
事務局	現時点では具体的なサイズの検討は行っておりません。

木村委員	市民負担という面での考えを示してください。
事務局	現行計画における将来の分別区分では、プラスチック製容器包装を汚れている物と汚れていない物で分けておりますが、見直し案ではそれに比べると市民負担は軽減され则认为しています。 一方で、ペットボトルの分別区分が不燃ごみから資源物に変わったり、ごみ袋が紙袋からビニール袋に変わったりすることはあると思います。
木村委員	ごみ袋は指定袋にするのですか。
事務局	指定するかどうかはわかりませんが、透明か半透明なものに変えていきたいと考えています。
高橋委員	ペットボトルの汚れている物と汚れていない物の判断は誰がどのように行うのですか。また、食品トレイやペットボトルは現在、買ったスーパーに戻していると思いますが、今後はそれをやめてごみとして出してほしいということですか。
事務局	ペットボトルの汚れているかどうかの判断については、簡単に水洗いしていただければ汚れていないという判断で良いと考えています。 また、行田市リサイクル推奨店制度は、ごみ量の削減に寄与することから、今後も継続していきます。そちらに出さずに残ったものを集積所に出していただくこととなります。
高橋委員	燃やせるごみの収集回数は週3～4回ありますが、資源物となれば月に数回しかなくなると思います。市民からすれば、ペットボトルは洗わなければ燃やせるごみとして週3～4回も出せるのだから便利で楽だということになり、収集回数の少ない資源物に

	は出さなくなるのではないですか。
中村洋子委員	汚れているか汚れていないかの基準は排出者としては特に気になることなので、はっきり示していただければと思います。 また、排出者が汚れていないと思って出したものが処理の段階で汚れていると判断された場合はどうなるのですか。
石郷岡委員	みりんなどの調味料はよほどきれいに洗わないと「汚れていない物」に区分できないと思いますが。
事務局	店頭に出す場合にも水洗いするよう書かれていますが、その際は各自の判断で出していると思うので、それと同様の取扱いを想定しており、飲料用ペットボトルについては、あくまで資源物としての区分を基本とします。 排出者の判断が誤っていたとしても、処理の段階で再度選別するので問題ありません。
高橋委員	審議会の答申は令和3年度末頃になると思いますが、その頃新施設はまだ完成していないと思います。令和4年度から見直し案のとおり分別を変えた場合、現行の焼却施設は維持できるのですか。
事務局	今回リサイクル審議会が諮問を受けたのは、来年度見直しを進める行田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定についてであり、この審議会はその改定案をもって答申となります。 その中には、今回見直した分別区分に基づく将来ごみ量の予測は盛り込まれますが、答申をもって直ちに令和4年度から新たな分別区分をスタートさせるというわけではございません。 基本的には新施設の稼働時に合わせますが、ペットボトルについては新施設があるかどうかにかかわらず進められる施策なので、速やかに移行できるよう検討していきます。

中村博行委員	10年前の「ごみ問題を考えるつどい」において、行田市は他の市町村より生ごみの量が多い旨を講師の上領園子氏が説明していましたが、生ごみの割合は以前より増えているのか減っているのか教えてください。 また、資源化は考えていないのですか。
事務局	ここ数年は5%前後で推移しております。水分を切らずに生ごみをビニール袋に入れ、それをさらに紙袋に入れて出されているケースが多くあるので、それがごみ量を押し上げているということはあると考えております。 今後はコンポストの施策や水切りの周知などを検討していきます。
高橋委員	剪定枝を資源物に区分しようとした理由は何ですか。
事務局	地域性もあり庭木が多く、剪定枝がごみ組成の1割強を占める現状を改善したいと考えていたところ、視察を行った越谷市にある東埼玉資源環境組合で剪定枝の資源化が行われており、ごみの減量化に有効であることがわかったことから、見直し案に盛り込んだものでございます。
高橋委員	剪定枝を資源物に区分した場合の収集体制をどう考えているのですか。
事務局	直接搬入を基本に考えています。それが難しければ集積所に出してもらふこととなります。 回数等は今後検討します。
高橋委員	以前行田市民が小針クリーンセンターからもらった資料によると、圧倒的に直接搬入する人が多いようですが、搬入は随時受付

	を行うということで良いですか。
事務局	随時受付を行う予定です。施設の休日についてはサービス低下を招かないよう、施設を開ける日を広げる方向で検討します。
高橋委員	資源物に区分されると、集められた剪定枝はどのように処理されるのですか。
事務局	堆肥化し、販売することも含め市民への配布を検討したいと考えております。東埼玉資源環境組合で伺った話では、市民の方にも好評とのことでございます。
高橋委員	新たに費用は発生するのですか。
事務局	剪定枝の堆肥化には施設が必要となります。具体的には剪定枝を破砕してチップ化し、土に混ぜて堆肥化するような施設ですので、施設整備費や維持管理費はかかります。 トータルの建設コストは現段階で試算しておりませんが、燃やせるごみの減量化に寄与する施設と考えております。
高橋委員	費用負担が10キログラムあたりいくらという形で市民に賦課されるようなことはありませんか。
事務局	施設の内容についてですが、焼却炉の規模を小さくしてその分剪定枝の処理施設を造ることになります。逆に剪定枝の堆肥化をやらないとすれば剪定枝は全量焼却することになりますので、焼却炉の規模がそれだけ大きくなります。 単価をこの場でお示しすることはできませんが、施設の整備費が必要となります。 新施設の建設に当たっては、有料化も含めて検討するとなっているのでこの場で無料にするとは言えませんが、現状では家庭ご

	みは無料で引き取っておりますので、それを維持した場合には剪定枝だけ有料ということはございません。料金体系については別に考えなければなりません、剪定枝だけ有料にするという検討はいたしません。
高橋委員	費用がかかるからお金を取るというのではなく、コンポストの施策などでごみの減量化を図ったうえで検討を進めていただければと思います。
中村博行委員	加須市は剪定枝をどのようにリサイクルしているのですか。
事務局	加須市では業者委託により行っており、チップ化しております。
中村博行委員	チップ化したその先はどうなるのですか。
事務局	詳細については把握しておりません。
中村洋子委員	堆肥化するのに期間はどのくらいかかるのですか。何年も前に県内の処理施設を見学した際、木の処理が進まないことが印象に残っていたのですが。
事務局	剪定枝の堆肥化施設では、堆肥化のために半年ほど剪定枝を寝かせることとなります。 また、堆肥化にあたっては、小針地内にある新ごみ処理施設の用地に十分なスペースを確保できます。東埼玉資源環境組合の施設はそれほど大きなものではございませんでした。
議長	(2) その他 ・新ごみ処理施設整備事業の進捗状況（報告） 続いて、議題の（2）に移らせていただきます。報告でございますので肅々と進めてまいります。

事務局	「資料２ 新ごみ処理施設整備事業の進捗状況」により説明
議長	ここで議題の（１）に戻ります。事務局から提示されている見直し案について了承いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
高橋委員	次回までに汚れている物と汚れていない物について、ペットボトルの区分を明確化してください。 また、剪定枝についても費用や市民負担について、次の審議会でもう一度整理していただきたいと思います。
事務局	他市について調査を行い、結果を文書で送付します。 新ごみ処理基本構想の段階でごみ量を推計するにあたって、この区分でやらせていただければと思います。 仮に変更となっても、来年度のごみ処理基本計画に反映することが可能ですので、新ごみ処理基本構想ではこの分別区分を用いて計算させていただければと思います。
高橋委員	剪定枝の方で出てきた市民負担の話は、次回以降検討するという事で良いですか。
事務局	はい。
議長	本日のところは、事務局が示した見直し案で進めるということによろしいでしょうか。 費用や市民負担、収集回数など、運用面のディテールについてはそもそもこの段階では決められず、今後検討の余地は十分にあります。 ですが、分別区分を見直し案で進めないことには施設規模を考えることができませんので、まずはこれで決めて、運用面は今後

南川委員	検討が必要だということだと思いますので、見直し案で了承いただければと思います。 剪定枝については、資源化をするかどうかによって焼却炉の大きさが変わるくらいインパクトのあることだという話なので、費用対効果が気になります。 剪定枝は別の施設を作って運用するという前提だと思いますが、それでごみ量を計算した場合にごみ焼却施設の施設規模はどのくらいになり、どの程度費用がかかるのですか。それによって費用負担も決まってくると思いますので、提示していただければと思います。
事務局	分別区分が決まり、必要な施設規模が決まれば概算費用を出すことになります。費用対効果も大事ですが、我々の着眼点は、市民負担をなるべく少なくしながらどうリサイクルを進めるかというところにあります。 コストだけを考えれば焼却炉を大きくした方が安く上がります。剪定枝の資源化施設というのは、建屋を建ててそれに囲いがあって、破砕機が2、3種類あるというイメージですが、施設規模が小さいと単価が高くなりますので、お金のことだけ考えると施設建設費の面では割高となります。ただ、市民負担が少ない中でもリサイクルするという着眼点だということです。 来年3月には新ごみ処理基本構想の中で概算費用が出るとは思います、現段階ではお示しできません。
高橋委員	今まで無料でやってきたのですから、他市が有料だからといって市民負担を求めないでいただきたいと思います。 市民にとって無料の方が良いのは承知しておりますが、施設整備にあたり国庫補助を受けるためには有料化を検討しなければならないので有料化の検討は行います。ただし、剪定枝だけを有料

議 長	化の対象とすることはございません。 この場では即答できませんが、なるべく要望に応えられるよう検討いたします。 私の方からも一言申し上げると、ごみ問題というのは市民サイドの覚悟だと思います。手間とお金と覚悟が必要になってきます。 たしかに市税は払っていますが、行政サービスが今の市税のレベルで未来永劫にわたり維持されることはないと思っています。どこかで何かしらの判断が必要となってくるので、我々住民が目を光らせて、これで良いのかということをしっかり議論していく必要があると思っています。 お金がからむので難しいと思いますが、これを機会に良い方向へ進んでいけばよいと思うので、皆さん御協力いただければと思います。 それでは最後に事務連絡を事務局の方からお願いします。
事務局	次回開催日程（年度末予定）を連絡
議 長	それでは、これをもちまして本日の議題の審議を終了とさせていただきます。委員の皆様には議事進行に御協力いただき、ありがとうございました。 それでは、進行を司会に戻します。
事務局	4. 閉会 委員の皆様におかれましては、慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。 それでは、全日程を終了いたしましたので、第2回行田市資源リサイクル審議会を閉会といたします。